

国立大学法人東京農工大学研究生規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年2月7日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 教 規程第7号

国立大学法人東京農工大学研究生規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学研究生規程（16教規程第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「入学料」を「授業料及び入学料」に改める。

第8条第1項中「提出し」を「提出するとともに所定の授業料を納付し」に改める。

第9条第2項第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

二 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があると認められる者

第12条第2項を削り、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 第6条に定める入学手続き時に納付すべき授業料は、入学年度における研究期間が6月以上であるときは6月分に相当する額、研究期間が6月未満であるときは当該期間分に相当する額とする。
- 3 第8条ただし書きに定める研究期間延長の申請時に納付すべき授業料は、延長開始月の属する年度における研究期間が6月以上であるときは6月分に相当する額、延長期間が6月未満であるときは当該期間分に相当する額とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、入学後又は研究期間延長後の各年度に納付すべき授業料は、6月分ごとに本学の指定する日までに納付しなければならない。ただし、各年度における研究期間（当該年度の授業料の一部を納付している場合は、既納の授業料分に相当する期間を除く。）が、6月未満であるときは当該期間分に相当する額を納付するものとする。

第13条に次のただし書きを加える。

ただし、授業料を納付した者が、研究期間の開始月の前月末日までに、入学辞退又は研究期間の延長の取り消しを申し出て許可された場合は、当該授業料相当額を返付する。

附 則（17 教 規程第7号）

この規程は、平成17年2月7日から施行する。